

改正案	現行
<p>社債等の振替に関する法律施行令</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 振替機関等（第二条 第四条）</p> <p>第三章 加入者保護信託（第五条 第七条）</p> <p>第四章 社債の振替（第八条 第十五条）</p> <p>第五章 国債の振替（第十六条）</p> <p>第六章 その他の社債等の振替</p> <p>第一節 地方債の振替（第十七条）</p> <p>第二節 投資法人債の振替（第十八条・第十九条）</p> <p>第三節 相互会社の社債の振替（第二十条・第二十一条）</p> <p>第四節 特定社債の振替（第二十二条・第二十三条）</p> <p>第五節 特別法人債の振替（第二十四条）</p> <p>第六節 投資信託又は外国投資信託の受益権の振替（第二十五条）</p> <p>第七節 貸付信託の受益権の振替（第二十六条）</p> <p>第八節 特定目的信託の受益権の振替（第二十七条）</p> <p>第九節 外債の振替（第二十八条）</p>	<p>短期社債等の振替に関する法律施行令</p> <p>（新設）</p>

第七章 雑則（第二十九条・第三十条）
附則

第一章 総則

（社債等から除かれる受益権）

第一条 社債等の振替に関する法律（以下「法」という。）（第二条第一項に規定する政令で定めるものは、契約において分割又は併合の定めがあるものとする。）

第二章 振替機関等

（最低資本の額）

第一条 法第五条第一項に規定する政令で定める金額は、五億円とする。

（連帯保証の対象から除かれる加入者）

第三条 法第十一条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 法第四十四条第一項第十五号に掲げる者
- 二 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（第一条第三項第一号に規定する適格機関投資家
- 三 国若しくは地方公共団体又は特別の法律により設立された法人

（新設）

（新設）

（新設）

（最低資本の額）

第一条 短期社債等の振替に関する法律（以下「法」という。）（第五条第一項に規定する政令で定める金額は、五億円とする。）

（新設）

(前号に掲げるものを除く。)

四 振替機関等(法第二十条第五項に規定する振替機関等をいい、前三号に掲げるものを除く。)

五 外国政府その他外国の法令上第二号又は第三号に掲げるものに相当する者

六 前各号に掲げる者のほか、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣が指定する者

一 (日本銀行が振替業を営む場合について適用する法の規定の読替え)

第四条 法第四十八条の規定において法第四十七条の指定を受けた日本銀行について、法の規定を適用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十一条第一項 第四号	第七十八条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八号、第百二十条、第百二十一条、第百二十三号、第百二十五号及	第四十八条において読み替えて適用する第百三条第一項若しくは第百七条第一項又は第七十八条第一項(第百十三号、第

(新設)

<p>第十一條第一項 第六号</p>	<p>第三十三條</p>	<p>第四十八條において読み替えて適用する第三十三條</p>
<p>第十九條</p>	<p>第七十八條第一項（第一百十三條、第一百十五條、第一百十七條、第一百十八條、第一百二十條、第一百二十一條、第一百二十三條、第一百二十五條及び第一百二十七條において準用する場合を含む。） 若しくは第七條第一項</p>	<p>第四十八條において読み替えて適用する第三十三條第一項若しくは第七條第一項若しくは</p>
	<p>又は第七條第一項</p>	<p>百十五條、第一百十七條、第一百十八條、第一百二十條、第一百二十一條、第一百二十三條、第一百二十五條及び第一百二十七條において準用する場合を含む。）</p>

第三十一条	第二十三条第一号	第二十三条	
次条	前条第一項	第四十二条まで	第七十八条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む）、第百四条第一項
第四十八条において	第四十八条において読み替えて適用する第二十二條第一項	この条、第三十一条、第四十八条において読み替えて適用する第四十一条及び第四十二条	第百四条第一項

	第四十二条		第五十八条	第五十九条第一項	第六十二条第二項
	第二十一条第一項	前条第一項	第九十二条第二項	前条	第五十一条第一項本文
読み替えて適用する 第三十二条	第四十八条において 読み替えて適用する 第二十一条第一項	第四十八条において 読み替えて適用する 第四十一条第一項	第四十八条において 読み替えて適用する 第九十二条第二項	第四十八条において 読み替えて適用する 第五十八条	第四十八条において 読み替えて適用する 第五十一条第一項本文

第九十七条	第九十条第二項 及び第三項	第八十九条第二項		第八十八条	
第九十一条第三項各号 、第四項各号又は第五	第九十三条	第四十一条第一項	第二十二條第一項	次条第二項	第九十八条
第四十八条において 読み替えて適用する	第四十八条において 読み替えて適用する 第九十三条	第四十八条において 読み替えて適用する 第四十一条第一項	第四十八条において 読み替えて適用する 第二十二條第一項	第四十八条において 読み替えて適用する 第八十九条第二項	第四十八条において 読み替えて適用する 第九十八条

<p>第九十八條</p>	<p>次條から第百二條まで</p>	<p>第四十八條において 読み替えて適用する 第九十九條、第百一 條及び第百二條並び に第百條</p>	<p>第百三條第一項 及び第二項</p>	<p>前條</p>	<p>第四十八條において 読み替えて適用する 第百一條</p>	<p>第百四條第一項</p>	<p>前條第一項</p>	<p>第四十八條において 読み替えて適用する 第百三條第一項</p>	<p>第百五條第一項 及び第二項</p>	<p>第百三條第一項</p>	<p>第四十八條において 読み替えて適用する 第百三條第一項</p>	<p>項各号</p>	<p>第九十一條第五項各 号又は同條第三項各 号若しくは第四項各 号</p>
--------------	-------------------	---	--------------------------	-----------	---	----------------	--------------	--	--------------------------	----------------	--	------------	--

第百九条	第百八条第一項		第百七条第二項 及び第三項	第百七条第一項	
第百七条第一項	第九十三条	前条第一項	第百二条	第九十三条	第百二条
第百七条第一項 読み替えて適用する 第百七条第一項	第四十八条において 読み替えて適用する 第九十三条		第四十八条において 読み替えて適用する 第百二条		第四十八条において 読み替えて適用する 第百二条

附則第二十条第 六項	第百三十五条第 六項	第百三十二条第 二項	第百三十二条第 一項第二号	第百三十一条	第百二十九条第 三項
附則第二十二 条	第百二十九条第 一項及び 第五項	第四十一条第 二項	第二十二條第 一項	第二十二條第 一項	第八十九条第 二項
第四十八條に おいて	第四十八條に おいて 読み替えて 適用する 第百二十九 条第一項 及び同条第 五項	第四十八條に おいて 読み替えて 適用する 第四十一條 第二項	第四十八條に おいて 読み替えて 適用する 第二十二條 第一項	第四十八條に おいて 読み替えて 適用する 第二十二條 第一項	第四十八條に おいて 読み替えて 適用する 第八十九條 第二項

一 項 第 一 号

読み替えて適用する
附則第二十二條

第三章 加入者保護信託

(新設)

(受益者への支払に係る公告事項)

第五條 法第五十九條第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲

(新設)

げるものとする。

一 法第六十條第一項の請求の届出方法

二 法第六十條第一項の金額の支払期間、支払場所及び支払方法

三 加入者(法第二條第三項に規定する加入者をいう。第七條において同じ。)が法第六十條第一項の請求の際に提出又は提示をすべき資料その他のもの

四 その他加入者保護信託(法第二條第十一項に規定する加入者保護信託をいう。)の受託者が必要と認める事項

(届出期間の変更事由)

第六條 法第五十九條第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲

(新設)

げるものとする。

一 破産法(大正十一年法律第七十一号)第二百六十條の規定による配当の公告

二 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)第二百三十二條

第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（第一百二十三条第一項の規定による更生計画認可の決定）

三 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定）

（受益者への支払の限度額）

第七条 法第六十条第四項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。ただし、同条第一項に規定する支払の前に破産直近上位機関等（法第五十八条に規定する破産直近上位機関等）をいう。一（）に係る破産手続、再生手続、更生手続、整理手続、特別清算手続又は外国倒産処理手続における配当又は弁済（優先権のある債権に係るものを除く。以下この条において「弁済等」という。）が行われている場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

一 補償対象債権（法第六十条第一項に規定する補償対象債権をいう。以下この条において同じ。）の額が千万円以下の場合 当該補償対象債権の額から、当該補償対象債権を有する加入者に対する弁済等の額（当該加入者が、当該補償対象債権以外に当該弁済等に係る債権を有していた場合には、当該加入者に対する弁済等の額に、当該補償対象債権の額を当該弁済等に係る債権の総額で除して得た率を乗じて得た額。次号において同じ。）を控除して得た額

（新設）

二 補償対象債権の額が千万円を超える場合、千万円から、当該補償対象債権を有する加入者に対する弁済等の額に、千万円を補償対象債権の額で除して得た率を乗じて得た額を控除して得た額

第四章 社債の振替

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第八条 法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項は、振替社債に関する処分の制限に関する事項とする。

(削る)

(信託の記載又は記録の申請)

第九条 法第七十五条に規定する記載又は記録(以下この条から第八条までにおいて「信託の記載又は記録」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近

(新設)

(振替口座簿の記載事項又は記録事項)

第一条 法第四十六条第一項第六号に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 短期社債(法第一条第一項に規定する短期社債をいう。以下この条から第十条までにおいて同じ。)の銘柄(法第四十六条第一項第二号に規定する銘柄をいう。以下同じ。)(ことの金額の減額及び増額の原因)
- 二 短期社債に関する処分の制限に関する事項

(機関口座の記載事項又は記録事項)

第二条 法第四十六条第二項第三号に規定する政令で定める事項は、銘柄ごとの金額の減額及び増額の原因とする。

(信託の記載又は記録の申請)

第四条 法第五十三条に規定する記載又は記録(以下この条から第八条までにおいて「信託の記載又は記録」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の振替機関

上位機関に対する申請により行う。

- 一 信託の委託者（以下この条及び次条において「委託者」という。）の信託の受託者（以下この条、次条、第十二条及び第十四条において「受託者」という。）に対する振替社債の譲渡又は質入れにより当該振替社債が信託財産に属する場合 委託者
- 二 振替社債が信託法（大正十一年法律第六十二号）第十四条に規定する受託者の得た財産に該当するものとして信託財産に属する場合 受託者

三 信託法第二十七条に規定する信託財産の復旧により振替社債が信託財産に属する場合 受託者

四（略）

- 2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一（略）
- 二 当該申請に係る振替社債の銘柄及び金額
- 三 第一号の口座において信託の記載又は記録がされるのが法第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄か、又は同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄かの別

（代位による申請）

第十條（略）

- 2 信託の受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは

に対する申請により行う。

- 一 信託の委託者（以下この条及び次条において「委託者」という。）の信託の受託者（以下この条、次条、第七条及び第九条において「受託者」という。）に対する短期社債の譲渡又は質入れにより当該短期社債が信託財産に属する場合 委託者
- 二 短期社債が信託法（大正十一年法律第六十二号）第十四条に規定する受託者の得た財産に該当するものとして信託財産に属する場合 受託者

三 信託法第二十七条に規定する信託財産の復旧により短期社債が信託財産に属する場合 受託者

四（略）

- 2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一（略）
- 二 当該申請に係る短期社債の銘柄及び金額
- 三 第一号の口座において信託の記載又は記録がされるのが法第四十六條第一項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄か、又は同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄かの別

（代位による申請）

第五條（略）

- 2 信託の受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは

、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替社債が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。

(同時申請)

第十一條 第九條第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の申請は、同号に規定する振替社債の譲渡又は質入れに係る振替の申請と同時にしなければならない。

2| 前項の場合において、振替機関等は、法第七十條第四項第二号若しくは第四号、第五項第二号若しくは第四号(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)(又は第七項第二号)(同条第八項において準用する場合を含む。)(の規定による通知をするときは、同時に、第九條第二項各号に掲げる事項も通知しなければならない。

3| 前項の規定による通知を受けた振替機関等は、法第七十條第四項第三号、第五項第三号(同条第六項において準用する場合を含む。)(又は第七項第一号)(同条第八項において準用する場合を含む。)(の規定による記載又は記録をするときは、同時に、前項の規定により通知されたところに従い、その備える振替口座簿における信託の記載又は記録をしなければならない。

(信託の記載又は記録の抹消の申請)

第十二條 信託の記載又は記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区

、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る短期社債が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。

(同時申請)

第六條 第四條第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記載又は記録の申請は、同号に規定する短期社債の譲渡又は質入れに係る振替の申請と同時になければならない。

(新設)

(新設)

(信託の記載又は記録の抹消の申請)

第七條 信託の記載又は記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分

分に応じ、それぞれ当該各号に定める者のその直近上位機関に対する申請により行う。

- 一 振替社債についての権利の移転により当該振替社債が信託財産に属さないこととなる場合 受託者
- 二 信託の終了により信託財産に属する振替社債についての権利が移転すべきものとなる場合 受託者
- 三 (略)

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 (略)
- 二 当該申請に係る振替社債の銘柄及び金額
- 三 第一号の口座において信託の記載又は記録の抹消がされるのが法第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄か、又は同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄かの別

(同時申請)

第十三条 (略)

(受託者の更迭)

第十四条 受託者の更迭があつた場合においては、信託法第五十条第一項に規定する前受託者は、信託財産に属する振替社債について同項に規定する新受託者の口座に増額の記載又は記録をする旨の振替

分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の振替機関に対する申請により行う。

- 一 短期社債についての権利の移転により当該短期社債が信託財産に属さないこととなる場合 受託者
- 二 信託の終了により信託財産に属する短期社債についての権利が移転すべきものとなる場合 受託者
- 三 (略)

2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 (略)
- 二 当該申請に係る短期社債の銘柄及び金額
- 三 第一号の口座において信託の記載又は記録の抹消がされるのが法第四十六条第一項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄か、又は同項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄かの別

(同時申請)

第八条 (略)

(受託者の更迭)

第九条 受託者の更迭があつた場合においては、信託法第五十条第一項に規定する前受託者は、信託財産に属する短期社債について同項に規定する新受託者の口座に増額の記載又は記録をする旨の振替の

の申請をするのと同時に、当該振替社債について、第九條第一項第四号及び第十二條第一項第三号の規定による申請をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その更迭を証明する資料を提出しなければならない。

2| 第十一條第二項及び第三項の規定は、前項前段の場合について準用する。

3| 信託法第四十二條第一項、第四十七條又は第七十二條の規定による受託者の任務の終了及び受託者の更迭があつた場合においては、同法第五十條第一項に規定する新受託者も、第一項前段に規定する申請をすることができる。

(振替社債の内容の公示)

第十五條 法第八十七條第一項に規定する政令で定める方法は、法第六十九條第一項第五号に掲げる事項を、電磁的方法（法第三十四條第三項に規定する電磁的方法をいう。）であつて内閣府令・法務省令（国債を取り扱う振替機関の場合にあつては、内閣府令・法務省令・財務省令）で定めるものにより、法第六十九條第一項の通知に係る振替社債について、振替機関に備える振替口座簿中に記載され、又は記録されている当該振替社債の金額の全額につき振替口座簿の抹消が行われる日まで、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置とする。

第五章 国債の振替

申請をするのと同時に、当該短期社債について、第四条第一項第四号及び第七条第一項第三号の規定による申請をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その更迭を証明する資料を提出しなければならない。

(新設)

2| 信託法第四十二條第一項、第四十七條又は第七十二條の規定による受託者の任務の終了及び受託者の更迭があつた場合においては、同法第五十條第一項に規定する新受託者も、前項前段に規定する申請をすることができる。

(新設)

(新設)

(国債に関する社債に係る規定の準用)

第十六条 第八条の規定は法第九十一条第三項第六号に規定する政令で定める事項に、第九条から第十四条までの規定は法第百条に規定する記載又は記録について、それぞれ準用する。この場合において次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第九条第二項第三号	法第六十八条第三項第三号	法第九十一条第三項第三号
第十一条第二項	法第七十条第四項第二号	法第九十五条第四項第二号
第十一条第三項	法第七十条第四項第三号	法第九十五条第四項第三号
第十二条第二項第三号	法第六十八条第三項第三号	法第九十一条第三項第三号

第六章 その他の社債等の振替
第一節 地方債の振替

(新設)

(新設)

(新設)

（地方債に関する社債に係る規定の準用）

第十七条 第八条の規定は法第百十三条において準用する法第六十八
条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第九条から
第十四条までの規定は法第百十三条において準用する法第七十五条
に規定する記載又は記録について、第十五条の規定は法第百十三条
において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法
について、それぞれ準用する。

第二節 投資法人債の振替

（投資法人債に関する社債に係る規定の準用）

第十八条 第八条の規定は法第百十五条において準用する法第六十八
条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第九条から
第十四条までの規定は法第百十五条において準用する法第七十五条
に規定する記載又は記録について、第十五条の規定は法第百十五条
において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法
について、それぞれ準用する。

（投資法人債について準用する法の規定の読替え）

第十九条 法第百十五条の規定において投資信託及び投資法人に関す
る法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資法人債に
ついて法第四章の規定（第六十六条第一号、第八十三条並びに第八

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

十四条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定を除く。）を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十九条第一項	商法第三百六条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第三百九条の六第一項において準用する商法第三百六条第一項
第八十四条第三項	商法第三百二条	投資信託及び投資法人に関する法律第三百九条の六第一項において読み替えて準用する商法第三百二条
第八十五条第一項	商法第三百二十一条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第三百九条の六第一項

	第八十五条第二項		第八十六条第一項第一号
	商法第三百二十条第三項及び第三百二十九条第一項	商法第三百二十条第三項	商法第三百二十条第五項
<p>において準用する商法第三百二十一条第一項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の六第一項において準用する商法第三百二十条第三項及び第三百二十九条第一項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の六第一項において準用する商法第三百二十条第三項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の六第一項において準用する商</p>

法第二百一十条第五
項

第三節 相互会社の社債の振替

(相互会社の社債に関する社債に係る規定の準用)

第二十条 第八条の規定は法第一百七十条において準用する法第六十八
条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第九条から
第十四条までの規定は法第一百七十条において準用する法第七十五条
に規定する記載又は記録について、第十五条の規定は法第一百七十条
において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法
について、それぞれ準用する。

(新設)

(新設)

(相互会社の社債について準用する法の規定の読替え)

第二十一条 法第一百七十条の規定において保険業法(平成七年法律第
百五号)に規定する相互会社の社債について法第四章の規定(第六
十六条第一号イからホまで及び第八十三条の規定を除く。)を準用
する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおり
とする。

(新設)

読み替える法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句

<p>第八十四条第一項</p>	<p>第七十一条第七項</p>	<p>第六十九条第一項</p>
<p>社債申込証</p>	<p>社債管理会社又は</p>	<p>商法第三百八条第一項</p>
<p>保険業法第六十一条第二項において準用する商法第三百一条第一項に規定する社債申込証（第百十七条において準用する</p>	<p>（又は） 社債管理会社」とい</p>	<p>保険業法第六十一条第二項において準用する商法第三百八条第一項</p>

	第八十四条第二項	第八十四条第三項	第八十五条第一項	
	社債原簿	商法第三百二条	商法第三百一十一条第一項	社債権者集会
第八十四条第三項において単に「社債申込証」といふ。）	保険業法第六十一条第二項において準用する商法第三百七条に規定する社債原簿	保険業法第六十一条第二項において準用する商法第三百二条	保険業法第六十一条第二項において準用する商法第三百一十一条第一項	保険業法第六十一条第二項において準用する商法第三百九条ノ二第一項に規定す

		<p>る社債権者集会（第百十七条において準用する第八十六条第一項及び第二項において単に「社債権者集会」という。）</p>
<p>第八十五条第二項</p>	<p>商法第三百二十条第三項及び第三百二十九条第一項</p>	<p>保険業法第六十一条第二項において準用する商法第三百二十条第三項及び第三百二十九条第一項</p>
<p>第八十六条第一項第一号</p>	<p>商法第三百二十条第三項</p>	<p>保険業法第六十一条第二項において準用する商法第三百二十条第三項</p>
<p>第八十六条第一項第二号</p>	<p>商法第三百二十条第五項</p>	<p>保険業法第六十一条第二項において準用する商法第三百二十条第五項</p>

第四節 特定社債の振替

(特定社債に関する社債に係る規定の準用)

第二十二條 第八條の規定は法第百十八條において準用する法第六十八條第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第九條から第十四條までの規定は法第百十八條において準用する法第七十五條に規定する記載又は記録について、第十五條の規定は法第百十八條において準用する法第八十七條第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

(特定社債について準用する法の規定の読替え)

第二十三條 法第百十八條の規定において資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する特定社債(転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債を除き、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)(附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するもの)とされる同法第一條の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号。以下「旧資産流動化法」という。))に規定する特定社債を含む。))について法第四章の規定(第六十六條第一号イからホまで及び第八十三條の規定を除く。))を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

(新設)

(新設)

読み替える法の規定	第六十九条第一項	第八十四条第三項
読み替えられる字句	商法第三百六条第一項に規定する払込み	商法第三百二条
読み替える字句	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する払込み（旧資産流動化法第百十三条第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する払込みを含む。）</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条第一項において読み替えて準用する商法第三百二条（旧資産流動化法第百十三条第一項において読み替</p>

	第八十五条第一項		商法第三百二十一条第一項	えて準用する商法第三百二条を含む。)
第八十五条第一項	商法第三百二十条第三項及び第三百二十九条第一項	資産の流動化に関する法律第百十三条第一項において準用する商法第三百二十条第三項及び第三百二十九条第一項(旧資産流動化法第百十三条第一項において準用する商法第三百二十条第三項及び第百三十		

第八十六条第一 項第一号	商法第二百二十条第三 項	百二十九条第一項を 含む。)
第八十六条第一 項第二号	商法第二百二十条第五 項	資産の流動化に関する 法律第百十三条第 一項において準用す る商法第二百二十条 第五項（旧資産流動 化法第百十三条第一 項において準用する 商法第二百二十条第 五項を含む。）

第五節 特別法人債の振替

(特別法人債に関する社債に係る規定の準用)

第二十四条 第八条の規定は法第二百二十条において準用する法第六十八條第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第九条から第十四条までの規定は法第二百二十条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十五条の規定は法第二百二十条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

第六節 投資信託又は外国投資信託の受益権の振替

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第二十五条 第八条の規定は法第二百二十一条において準用する法第六十八條第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第九条から第十四条までの規定は法第二百二十一条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十五条の規定は法第二百二十一条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第九條第二項第二号及び第十二條第二項第二号	金額	口数
第十四條第一項	増額	口数の増加
第十五條	金額の全額	口数の全口数

第七節 貸付信託の受益権の振替

(貸付信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

第二十六條 第八條の規定は法第百二十三條において準用する法第六十八條第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第九條から第十四條までの規定は法第百二十三條において準用する法第七十五條に規定する記載又は記録について、第十五條の規定は法第百二十三條において準用する法第八十七條第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

第八節 特定目的信託の受益権の振替

(特定目的信託の受益権に関する社債に係る規定の準用)

(新設)

(新設)

(新設)

第二十七条 第八条の規定は法第百二十五条において準用する法第六十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第九条から第十四条までの規定は法第百二十五条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十五条の規定は法第百二十五条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第九条第二項第一号及び第十二条第二項第二号	金額	持分の数
第十四条第一項	増額	持分の数の増加
第十五条	金額の全額	持分の数のすべて

第九節 外債の振替

(外債に関する社債に係る規定の準用)

第二十八条 第八条の規定は法第百二十七条において準用する法第六

(新設)

(新設)

(新設)

十八条第三項第六号に規定する政令で定める事項について、第九条から第十四条までの規定は法第百二十七条において準用する法第七十五条に規定する記載又は記録について、第十五条の規定は法第百二十七条において準用する法第八十七条第一項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。

第七章 雑則

(振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者)

第二十九条 法第百二十八条（法第四十八条において適用する場合を含む。）に規定する利害関係を有する者として政令で定めるものは、当該口座を自己の口座とする加入者の財産の管理及び処分をする権利を有する者その他当該口座を開設した口座管理機関の上位機関である振替機関の業務規程で定めるものとする。

(削る)

(新設)

(振替口座簿の記載事項又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者)

第十条 法第六十条に規定する利害関係を有する者として政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 短期社債の発行者
- 二 法第二十四条第四項に規定する加入者の財産の管理及び処分をする権利を有する者

(短期社債に係る規定の準用)

第十一条 第二条の規定は法第六十二条において準用する法第四十六条第一項第六号に規定する政令で定める事項について、第三条の規定は法第六十二条において準用する法第四十六条第二項第三号に規定する政令で定める事項について、第四条から第九条までの規定は法第六十二条において準用する法第五十三条に規定する記載又は記録について、前条の規定は法第六十二条において準用する法第六十

(削る)

条に規定する政令で定めるものについて、それぞれ準用する。

(短期社債以外の短期社債等について準用する法の規定の読替え)
 第十二条 法第六十二条の規定において法第二十一条第二号に掲げる保険業法(平成七年法律第百五号)第六十一条の二第一項に規定する短期社債について法第三章の規定(第四節の規定を除く。)を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十五条第一項	商法第三百六条第一項	保険業法第六十一条第二項において準用する商法第三百六条第一項
第四十六条第一項第二号	商号	名称
第四十七条第一項	商法第三百六条第一項	保険業法第六十一条第二項において準用する商法第三百六条第一項

2) 法第六十二條の規定において法第二條第二項第三号に掲げる資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（第二條第八項に規定する特定短期社債）（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）（附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（第二條第六項に規定する特定短期社債を含む。））について法第三章の規定（第四節の規定を除く。）を準用する場合における当該規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十五條第一項	社債券（商法第三百六條第一項に規定する債券）	特定社債券（資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。）（第二條第九項に規定する特定社債券）（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二條

<p>第四十九條第五 項</p>	<p>第四十七條第一 項</p>	<p>第四十五條第二 項</p>	
<p>社債権者</p>	<p>商法第三百六條第一 項</p>	<p>社債券 社債権者</p>	
<p>特定社債権者</p>	<p>特定社債券</p>	<p>特定社債権者</p>	<p>第一項の規定によりな おその効力を有するも のとされる同法第一條 の規定による改正前の 特定目的会社による特 定資産の流動化に関す る法律（以下「旧資産 流動化法」という。） 第二條第七項に規定す る特定社債券を含む。</p>

項、第五十六条		
第一項、第五十七		
七条並びに第五十八		
条第二項及び第三項		

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十条 法第百三十六条に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第三条第一項の規定による指定
- 二 法第三条第二項及び第二十二條第二項の規定による公示
- 三 法第二十二條第一項の規定による法第三条第一項の指定の取消し
- 四 法第百三十二條第一項の規定による第一号の指定及び前号の指定の取消しに係る通知

附則

(施行期日)
第一条 (略)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十三条 法第六十八条に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第三条第一項の規定による指定
- 二 法第三条第二項及び第二十二條第二項の規定による公示
- 三 法第二十二條第一項の規定による法第三条第一項の指定の取消し
- 四 法第六十四條第一項の規定による第一号の指定及び前号の指定の取消しに係る通知

附則

(施行期日)
第一条 (略)

(証券取引法施行令の一部改正)

(削る)

第二条 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項を次のように改める。

2) 法第六十五条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)に規定する短期社債に係るもの

二 保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する短期社債に係るもの

三 法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

第十八条第一項第一号中、「(平成七年法律第百五号)」を削る。

第三十九条第一項第一号中、「第二十三条の八第三項」を「第二十三条の八第四項」に、「及び第四項」を「及び第五項」に改める。

(郵便貯金法施行令の一部改正)

(郵便貯金法施行令の一部改正)

第二条 (略)

第三条 (略)

(郵便貯金法施行令の一部改正に伴う経過措置)

(郵便貯金法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 (略)

第四条 (略)

(簡易生命保険の積立金の運用に関する法律施行令の一部改正)

(簡易生命保険の積立金の運用に関する法律施行令の一部改正)

第四条 (略)

第五条 (略)

(簡易生命保険の積立金の運用に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 (略)

(削る)

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令の一部改正)
第七条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)の一部を次のように改正する。
第一条の二第三号イ中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

(削る)

(特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行令の一部改正)
第八条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行令(平成五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。
第一条の二中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

(削る)

(金融庁組織令の一部改正)
第九条 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の一部を次のように改正する。
第三条第三号中ネをナとし、シをネとし、ソをシとし、クをソとシ、タをトとし、ヨの次に次のように加える。
外 振替機関(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)(第二条第三項に規定する振替機関をいう。))

(特例社債について適用する法の規定の読替え)

第六條 法附則第十條において特例社債(同條に規定する特例社債をいう。)(のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたもの)について、振替社債とみなして、法の規定(第二章第八節、第六十六第一号及び第二号、第六十九條、第八十三條、第八十四條第一項、第二項ただし書及び第三項、第八十七條、第五章並びに第六章並びに附則第一條から第九條まで及び第十九條から第三十六條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)(を適用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十九條第一項	第六十九條第二項第一号(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。)(又は第九十	第六十八條第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

	<p>第七十条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。) 又は第九十五条第一項</p>	<p>第七十条第一項</p>
<p>二条第二項第一号に規定する保有欄</p>		

(法附則第十九条の政令で定める日)

第七条 法附則第十九条の政令で定める日は、平成十五年三月三十一日とする。

(特例国債について適用する法の規定の読替え)

第八条 法附則第十九条において特例国債(同条に規定する特例国債をいう。)(のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたもの)について、振替国債とみなして、法の規定(第四章、第九十条、第九

十二条から第九十四条まで、第百七条から第百十条まで、第百十二
 条及び第六章並びに附則第一条から第十条まで、第十二条から第十
 八条まで及び第二十七条から第三十六条までの規定並びにこれらの
 規定に係る罰則を除く。()を適用する場合における当該規定に係る
 技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百二十九条第 一項	第六十九条第二項第一 号(第百十三条、第百 十五条、第百十七条、 第百十八条、第百二十 条、第百二十一条、第 百二十二条、第百二十 五条及び第百二十七条 において準用する場合 を含む。)又は第九十 二条第二項第一号に規 定する保有欄	第九十一条第三項第 三号に掲げる事項を 記載し、又は記録す る欄
第七十条第一項(第百 十三条、第百十五条、	第九十五条第一項	第九十五条第一項

第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。
)又は第九十五條第一項

(特例地方債について適用する法の規定の読替え)

第九條 法附則第二十七條第一項において特例地方債(同項に規定する特例地方債をいう。次条において同じ。)(のうち、振替受人簿に記載され、又は記録されたものについて、振替地方債(法附則第二十七條第一項に規定する振替地方債をいう。)(とみなして、法の規定(第二章第八節、第五章、第百十三條において準用する第六十六條第二号、第六十九條及び第八十七條並びに第百十四條から第百一十七條まで並びに附則第一條から第十條まで、第十九條から第二十六條まで及び第二十八條から第三十六條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)(を適用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

(新設)

規定	<p>第百十三条において 準用する第七十八条 第一項</p>	<p>第百十三条において 準用する第七十八条 第一項</p>
<p>第百十三条において 準用する第七十八条 第一項</p>	<p>取り扱う社債等に応じ た第七十八条第一項（ 第百十三条、第百十五 条、第百十七条、第百 十八条、第百二十条、 第百二十一條、第百二 十三条、第百二十五条 及び第百二十七条にお いて準用する場合を含 む。）、第百三条第一 項又は第百七条第一項</p>	<p>取り扱う社債等に応じ た第七十九条第一項（ 第百十三条、第百十五 条、第百十七条、第百 十八条、第百二十条、 第百二十一條、第百二 十三条、第百二十五条 及び第百二十七条にお いて準用する場合を含</p>
<p>第百十三条において 準用する第七十八条 第一項</p>	<p>第百十三条において 準用する第七十九条 第一項</p>	<p>第百十三条において 準用する第七十九条 第一項</p>

	<p>第十一條第二項</p>	<p>第十一條第二項</p>
<p>む。）、第百四條第一項又は第百八條第一項</p>	<p>第八十條第二項若しくは第八十一條第二項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。） 、第百五條第二項、第百六條第二項、第百九條第三項又は第百十條第三項</p>	<p>第七十八條第一項及び第三項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條</p>
<p>第百十三條において準用する第八十條第二項又は第八十一條第二項</p>		<p>第百十三條において準用する第七十八條第一項及び第三項</p>

<p style="text-align: center;">第十九条</p>	<p>第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第百二条第一項及び第三項又は第百七条第一項及び第四項</p>
<p>第七十八条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八條、第百二十条、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、第百三条第一項若しくは第百七条第一項</p>	<p>第百十三條において準用する第七十八條第一項</p>
<p>第七十九条第一項（第百十三条、第百十五条</p>	<p>第百十三條において準用する第七十九條</p>

	<p>第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、第百四條第一項若しくは第百八條第一項</p>	<p>第一項</p>
<p>第五十八條</p>	<p>第六十九條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）、第七十條第一項</p>	<p>第百十三條において準用する第七十條第一項</p>
<p>第九十二條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）、第九十三條第一項、第九十四條第一項、第九十五條第一項、第九十六條第一項、第九十七條、第百三條第五項</p>	<p>の規定</p>	

	<p>第百四十五条第五項、第百七十二条第六項若しくは第百八十二条第五項の規定</p>	
<p>第百二十九条第一項</p>	<p>第六十九条第二項第一号（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十一条、第百二十一条、第百二十五条及び第百二十七条）において準用する場合を含む。（又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄</p>	<p>第百十三条において準用する第六十八条第二項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄</p>
<p>第七十条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十一条、第百二十五条及び第百二十七条）において</p>	<p>第百十三条において準用する第七十条第一項</p>	

	<p>準用する場合を含む。 ()又は第九十五条第一項</p>	
<p>第百二十九条第三項</p>	<p>第六十七条第二項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条)において準用する場合を含む。</p>	<p>第百十三条において読み替えて準用する第六十七条第二項</p>
<p>第百三十五条第五項</p>	<p>第六十八条第六項及び第六十九条第一項第五号(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条)において</p>	<p>第百十三条において準用する第六十八条第六項</p>

	て準用する場合を含む 。	
<p>第百三十八条第 二号</p>	<p>第六十九条第二項（同 条第三項において準用 する場合を含む。）、 第七十条第一項</p>	<p>第百十三条において 準用する第七十条第 一項</p>
<p>第百四十四条第 十四号</p>	<p>第七十九条第五項（こ れらの規定を第百十三 条、第百十五条、第百 十七条、第百十八条、 第百二十条、第百二十 一条、第百二十三条、 第百二十五条及び第百 二十七条において準用 する場合を含む。）</p>	<p>第百十三条において 準用する第七十条第 一項</p>
	<p>第六十九条第二項第二 号（同条第三項におい て準用する場合を含む 。）、第七十条第一項</p>	

	<p>若しくは第七十九条第四項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第九十二条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項（第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第九十六条第一項、第百四条第四項又は第百八条第四項</p>	<p>又は第七十九条第四項</p>
--	--	-------------------

(特例地方債について準用する法の規定の読替え)

第十條 法附則第二十七條第二項において特例地方債について法附則第十二條から第十八條までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第十二條第一項第一号	第六十八條第三項第一号	第百十三條において読み替えて準用する第六十八條第三項第一号
附則第十四條第二項	第三條第一項	第十四條において準用する同法第三條第一項
附則第十四條第三項	第二條	第十四條において準用する同法第二條
附則第十四條第五項第一号	第六十八條第三項第三号	第百十三條において準用する第六十八條第三項第三号

(新設)

附則第十六条第一項	第七十一条第一項	第百十三条において準用する第七十一条第一項
附則第十六条第四項	第六十七条第一項	第百十三条において読み替えて準用する第六十七条第一項

(特例投資法人債について適用する法の規定の読替え)

第十一条 法附則第二十八条第一項において特例投資法人債(同項に規定する特例投資法人債をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替投資法人債(法附則第二十八条第一項に規定する振替投資法人債をいう。)とみなして、法の規定(第二章第八節、第五章、第百十三条、第百十四条、第百十五条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十四条第一項本文及び第三項並びに第八十七条並びに第百十七条から第百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から第二十七条まで及び第二十九条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

--	--	--

(新設)

読み替える法の規定	<p>第十一条第一項 第四号</p>	<p>第十一条第一項 第五号ロ</p>
読み替えられる字句	<p>取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第百三条第一項又は第百七条第一項</p>	<p>取り扱う社債等に応じた第七十九条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第百三十一条</p>
読み替える字句	<p>第百十五条において準用する第七十八条第一項</p>	<p>第百十五条において準用する第七十九条第一項</p>

	<p>いて準用する場合を含む。）、第百四条第一項又は第百八条第一項</p>	
<p>第百一十條第二項</p>	<p>第八十條第二項若しくは第八十一條第二項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、第百五條第二項、第百六條第二項、第百九條第三項又は第百十條第三項</p>	<p>第百十五條において準用する第八十條第二項又は第八十一條第二項</p>
<p>第百一十條第二項</p>	<p>第七十八條第一項及び第三項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第</p>	<p>第百十五條において準用する第七十八條第一項及び第三項</p>

	<p>百十八条、第二百十 条、第二百十一 条、第二百十二 条、第二百十三 条、第二百十四 条、第二百十五 条及び第二百十 七条において準 用する場合を 含む。）、第百 二条第一項及 び第三項又は第 百七条第一項 及び第四項</p>	
<p>第十九条</p>	<p>第七十八条第一 項（第百十三 条、第百十五 条、第百十七 条、第百十八 条、第百二十 条、第百二十一 条、第百二十三 条、第百二十五 条及び第二百 七条において 準用する場合 を含む。）、第 百三条第一項 若しくは第百 七条第一項</p>	<p>第百十五条にお いて準用する第 七十八條第一 項</p>
<p>第七十九条第一 項（第</p>	<p>第百十五条にお いて</p>	

	<p>百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第百四条第一項若しくは第百八条第一項</p>	<p>準用する第七十九条第一項</p>
<p>第五十八条</p>	<p>第六十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項</p>	<p>第百十五条において準用する第七十条第一項</p>
	<p>第九十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十</p>	<p>の規定</p>

	<p>七条、第二百三条第五項、 第四百四条第五項、第 百七条第六項若しくは 第百八条第五項の規定</p>	
<p>第百二十九条第 一項</p>	<p>第六十九条第二項第一 号（第百十三条、第百 十五条、第百十七条、 第百十八条、第百二十 一条、第百二十一条、第 百二十三条、第百二十 五条及び第百二十七条 において準用する場合 を含む。）又は第九十 二条第二項第一号に規 定する保有欄</p>	<p>第百十五条において 準用する第六十八条 第三項第三号に掲げ る事項を記載し、又 は記録する欄</p>
<p>第七十条第一項（第百 十三条、第百十五条、 第百十七条、第百十八 条、第百二十条、第百 二十一条、第百二十三 条、第百二十五条及び</p>	<p>第百十五条において 準用する第七十条第 一項</p>	

	<p>第百二十七条において準用する場合を含む。 (又は第九十五条第一項)</p>	
<p>第百二十九条第三項</p>	<p>第六十七条第二項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)</p>	<p>第百十五条において読み替えて準用する第六十七条第二項</p>
<p>第百三十五条第五項</p>	<p>第六十八条第六項及び第六十九条第一項第五号(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及</p>	<p>第百十五条において準用する第六十八条第六項</p>

	<p>ひ第百二十七条において準用する場合を含む。</p>	
<p>第百三十八条第二号</p>	<p>第六十九条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第七十条第一項</p>	<p>第百十五条において準用する第七十条第一項</p>
	<p>第七十九条第五項(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。)</p>	<p>第七十九条第五項</p>
<p>第百四十四条第十四号</p>	<p>第六十九条第二項第二号(同条第三項において準用する場合を含む。)、第七十条第一項</p>	<p>第百十五条において準用する第七十条第一項</p>

	<p>若しくは第七十九条第四項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第九十二条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項（第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第九十六条第一項、第百四条第四項又は第百八条第四項</p>	<p>又は第七十九条第四項</p>
--	--	-------------------

<p>第四百四十四条第十五号</p>	<p>第八十六条第五项（第一百十五条、第一百七条及び第一百八条において準用する場合を含む。）</p>	<p>第一百五十五条において準用する第八十六条第五项</p>
<p>第四百四十五条第二号</p>	<p>第六十七条第一项（第一百十五条、第一百七条、第一百八条、第一百十条、第一百二十一条、第一百二十三条、第一百十五条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。）</p>	<p>第一百五十五条において読み替えて準用する第六十七条第二项</p>
<p>第六十七条第二项（第一百十五条、第一百七条、第一百八条、第一百十条、第一百二十一条、第一百二十三条、第一百十五条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。）</p>	<p>第一百五十五条において読み替えて準用する第六十七条第二项</p>	

第百四十五条第三号	第六十七条第二项(第百十五条、第百七条、第百八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)	第百十五条において読み替えて準用する第六十七条第二项
-----------	--	----------------------------

(特例投資法人債について準用する法の規定の読替え)

第十二条 法附則第二十八条第二項において特例投資法人債について法附則第十二条から第十八条までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第十二条第一項第一号	第六十八条第三項第二号	第百十五条において準用する第六十八条第三項第二号

(新設)

附則第十四条第三項第二号	第六十八条第三項第三号	第一百十五条において準用する第六十八条第三項第三号
附則第十六条第一項	第七十一条第一項	第一百十五条において準用する第七十一条第一項
附則第十六条第四項	第六十七条第一項	第一百十五条において読み替えて準用する第六十七条第一項

(相互会社の特例社債について適用する法の規定の読替え)

第十三条 法附則第二十九条第一項において特例社債（同項に規定する特例社債をいう。次条において同じ。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、相互会社の振替社債（法附則第二十九条第一項に規定する振替社債をいう。）とみなして、法の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百十六条まで、第百十七条において準用する第百十六条各号、第六十九条、第八十四条第一項、第二項ただし書及び第三項並びに第八十七条並びに第百十八条から第百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から第二十八条まで及び第三十条から第三十六条までの規

(新設)

定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。()を適用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>第十一条第一項 第四号</p>	<p>取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。)、第百三條第一項又は第百七條第一項</p>	<p>第百十七條において準用する第七十八條第一項</p>
<p>第十一条第一項 第五号ロ</p>	<p>取り扱う社債等に応じた第七十九條第一項(第百十三條、第百十五条、第百十七條、第百十八條、第百二十條、</p>	<p>第百十七條において準用する第七十九條第一項</p>

第十二条第二項	第十一條第二項	
第七十八條第一項及び 第三項	第八十條第二項若しくは第八十一條第二項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。） 第百五條第二項、第百六條第二項、第百九條第三項又は第百十條第三項	第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、第百四條第一項又は第百八條第一項
第百十七條において	第百十七條において準用する第八十條第二項又は第八十一條第二項	

	<p>第三項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第百二条第一項及び第三項又は第百七条第一項及び第四項</p>	<p>準用する第七十八条第一項及び第三項</p>
<p>第十九条</p>	<p>第七十八条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第百二条第一項若しくは第百七条第一</p>	<p>第百十七条において準用する第七十八条第一項</p>

	<p>第七十九条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第百四条第一項若しくは第百八条第一項</p>	<p>第百十七条において準用する第七十九条第一項</p>
<p>第五十八条</p>	<p>第六十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項</p>	<p>第百十七条において準用する第七十条第一項</p>
<p>第九十二条第二項、同条第三項において準用する場合を含む。）、第九十三条第一項、</p>	<p>の規定</p>	

	<p>第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第一百零三条第五項、第一百零四条第五項、第一百零七条第六項若しくは第一百零八条第五項の規定</p>	<p>第二百二十九条第一項</p>	<p>第六十九条第二項第一号（第一百零三条、第一百零五条、第一百零七条、第一百零八条、第一百零九条、第一百一十一条、第一百二十二条、第一百二十五条及び第一百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄</p>		<p>第七十条第一項（第一百零三条、第一百零五条、第一百零七条、第一百零八条、第一百零八条第一項）</p>
		<p>第一百十七条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄</p>	<p>第七十条第一項（第一百零三条、第一百零五条、第一百零七条、第一百零八条、第一百零八条第一項）</p>		

<p>第百三十五条第五項</p>	<p>第百二十九条第三項</p>	
<p>第六十八条第六項及び第六十九条第一項第五号（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十</p>	<p>第六十七条第二項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）</p>	<p>条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。 （又は第九十五条第一項）</p>
<p>第百十七条において準用する第六十八条第六項</p>	<p>第百十七条において準用する第六十七条第二項</p>	

第百四十四条第		
第百三十八条第 二号	<p>第六十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。） 第七十条第一項</p>	<p>八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）</p>
第百四十九条第二項第二	<p>第七十九条第五項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）</p>	
第百四十七条第	<p>第七十九条第五項</p>	<p>第百十七条において準用する第七十条第一項</p>

<p>号)同条第三項において準用する場合を含む。)、第七十条第一項</p>	<p>準用する第七十条第一項</p>
<p>若しくは第七十九条第四項(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)若しくは第九十二条第二項第二号(同条第三項において準用する場合を含む。)、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項(第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第九十六条</p>	<p>又は第七十九条第四項</p>

第百四十五条第三号	第六十七条第二項（第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）	第百十七條において準用する第六十七條第二項
-----------	--	-----------------------

（相互会社の特例社債について準用する法の規定の読替え）
第十四条 法附則第二十九条第二項において特例社債について法附則第十二条から第十八条までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第十二条第	第六十八条第三項第二	第百十七條において

（新設）

一 項 第 一 号	号	読み替えて準用する 第六十八条第三項第 二号
附則第十四条第 五項第二号	第六十八条第三項第三 号	第百十七条において 準用する第六十八条 第三項第三号
附則第十六条第 一 項	第七十一条第一項	第百十七条において 準用する第七十一条 第一項
附則第十六条第 四 項	第六十七条第一項	第百十七条において 読み替えて準用する 第六十七条第一項

(特例特定社債について適用する法の規定の読替え)

第十五条 法附則第三十条第一項において特例特定社債(同項に規定する特例特定社債をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特定社債(法附則第三十条第一項に規定する振替特定社債をいう。)とみなして、法の規定(第二章第八節、第五章、第百十三条から第百十七条まで

(新設)

第百十八条において準用する第六十六条各号、第六十九条、第八十四条第一項、第二項ただし書及び第三項並びに第八十七条並びに第百二十条から第百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。()を適用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>第十一条第一項 第四号</p>	<p>取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項(第百十二条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。()、第百三條第一項又は第百七條第一項</p>	<p>第百十八条において準用する第七十八条第一項</p>
<p>第十一条第一項</p>	<p>取り扱う社債等に応じ</p>	<p>第百十八条において</p>

<p>第五号ロ</p>	<p>第十一条第二項</p>
<p>た第七十九条第一項（ 第百十三條、第百十五 條、第百十七條、第百 十八條、第百二十條、 第百二十一條、第百二 十三條、第百二十五條 及び第百二十七條にお いて準用する場合を含 む。）、第百四條第一 項又は第百八條第一項</p>	<p>第八十条第二項若しく は第八十一条第二項（ これらの規定を第百十 三條、第百十五條、第 百十七條、第百十八條 、第百二十條、第百二 十一條、第百二十三條 、第百二十五條及び第 百二十七條において準 用する場合を含む。） 、第百五條第二項、第 百六條第二項、第百九</p>
<p>準用する第七十九条 第一項</p>	<p>第百十八條において 準用する第八十条第 二項又は第八十一条 第二項</p>

	第十二条第二項	第十九条
<p>条第三項又は第一百十条第三項</p>	<p>第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。） 第百二条第一項及び第三項又は第百七条第一項及び第四項</p>	<p>第七十八条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及</p>
	<p>第百十八条において準用する第七十八条第一項及び第三項</p>	<p>第百十八条において準用する第七十八条第一項</p>

<p>第五十八条</p>		
<p>第六十九条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第七十条第一項</p>	<p>第七十九条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)、第百四条第一項若しくは第百八条第一項</p>	<p>第百二十七条において準用する場合を含む。)、第百三条第一項若しくは第百七条第一項</p>
<p>第百十八条において準用する第七十条第一項</p>	<p>第百十八条において準用する第七十九条第一項</p>	

	<p>第百二十九条第一項</p>
<p>第九十二条第二項、同条第三項において準用する場合を含む。） 第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第九十八条第五項、第九十九条第五項、第一百条第五項若しくは第一百八条第五項の規定</p>	<p>第六十九条第二項第一号（第一百十三号、第一百十五号、第一百七号、第一百八号、第二百一十号、第二百一十一号、第二百一十二号、第二百一十三号、第二百一十五号及び第二百一十七号において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄</p>
<p>の規定</p>	<p>第一百八条において準用する第六十八条第二項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄</p>

第百三十五条第	<p>第百二十九条第 三項</p>	
第百六十八条第六項及び	<p>第六十七条第二項（第 百十三條、第百十五條 、第百十七條、第百十 八條、第百二十條、第 百二十一條、第百二十 三條、第百二十五條及 び第百二十七條におい て準用する場合を含む 。）</p>	<p>第七十条第一項（第百 十三條、第百十五條、 第百十七條、第百十八 條、第百二十條、第百 二十一條、第百二十三 條、第百二十五條及び 第百二十七條において 準用する場合を含む。 ）又は第九十五条第一 項</p>
第百十八條において	<p>第百十八條において 読み替えて準用する 第六十七条第二項</p>	<p>第百十八條において 準用する第七十条第 一項</p>

<p>五項</p>	<p>第百三十八条第一号</p>
<p>第六十九条第一項第五号（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）</p>	<p>第六十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。） 第七十条第一項</p>
<p>準用する第六十八条第六項</p>	<p>第七十九条第五項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）</p>
<p>第百十八條において準用する第七十条第一項</p>	<p>第七十九条第五項</p>

	<p>第二十七条において準用する場合を含む。）</p>	
<p>第四百四十四条第十四号</p>	<p>第六十九条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項。</p> <p>若しくは第七十九条第四項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第九十二条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条</p>	<p>第百十八条において準用する第七十条第一項</p> <p>又は第七十九条第四項</p>

	<p>第一項（第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第九十六条第一項、<u>第百四条第四項又は第百八条第四項</u></p>	<p>第百四十四条第十五号</p>	<p>第八十六条第五項（第百十五条、第百十七条及び第百十八条において準用する場合を含む。）</p>	<p>第百四十五条第二号</p>	<p>第六十七条第一項（第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）</p>		<p>第百十八条において準用する第八十六条第五項</p>	<p>第百十八条において読み替えて準用する第六十七条第一項</p>	<p>第六十七条第二項（第百十八条において</p>
--	---	-------------------	---	------------------	---	--	------------------------------	-----------------------------------	---------------------------

<p>第百四十五条第三号</p>	<p>第六十七条第二项（第百十五条、第百七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）</p>	<p>第百十八条において読み替えて準用する第六十七条第二项</p>
------------------	--	-----------------------------------

（特例特定社債について準用する法の規定の読替え）

第十六条 法附則第三十条第二項において特例特定社債について法附則第十二条から第十八条までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

--	--	--

（新設）

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第十二条第一項第一号	第六十八条第三項第二号	第一百八条において準用する第六十八条第三項第二号
附則第十四条第五項第二号	第六十八条第三項第三号	第一百八条において準用する第六十八条第三項第三号
附則第十六条第一項	第七十一条第一項	第一百八条において準用する第七十一条第一項
附則第十六条第四項	第六十七条第一項	第一百八条において読み替えて準用する第六十七条第一項

(特例特別法人債について適用する法の規定の読替え)

第十七条 法附則第三十一条第一項において特例特別法人債(同項に規定する特例特別法人債をいう。次条において同じ。)のうち、振

(新設)

替受人簿に記載され、又は記録されたものについて、振替特別法人債（法附則第三十一条第一項に規定する振替特別法人債をいう。）とみなして、法の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百十九条まで、第百二十条において準用する第百十六号各号、第百十九号、第百十七号及び第百十四号並びに第百二十一条から第百二十七号まで並びに附則第一条から第十号まで、第十九号から第三十条まで及び第三十二条から第三十六号までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>第十一条第一項 第四号</p>	<p>取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項（第百十三号、第百十五号、第百十七号、第百十八号、第百二十号、第百二十一号、第百二十三号、第百二十五号及び第百二十七号において準用する場合を含む。）、第百三十一</p>	<p>第百二十号において準用する第七十八条第一項</p>

<p>第十一條第一項 第五号ロ</p>		<p>第十一條第二項</p>
<p>項又は第百七條第一項</p>	<p>取り扱つ社債等に応じ た第七十九條第一項（ 第百十三條、第百十五 條、第百十七條、第百 十八條、第百二十條、 第百二十一條、第百二 十三條、第百二十五條 及び第百二十七條にお いて準用する場合を含 む。）、第百四條第一 項又は第百八條第一項</p>	<p>第八十條第二項若しく は第八十一條第二項（ これらの規定を第百十 三條、第百十五條、第 百十七條、第百十八條 、第百二十條、第百二 十一條、第百二十三條 、第百二十五條及び第 百二十七條において準</p>
<p>第百二十條において 準用する第七十九條 第一項</p>		<p>第百二十條において 準用する第八十條第 二項又は第八十一條 第二項</p>

第十九条	第十二条第二項	
第七十八条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七條、第百十	第七十八條第一項及び第三項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、第百二条第一項及び第三項又は第百七条第一項及び第四項	用する場合を含む。） 第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項又は第百十條第三項
第百二十条において準用する第七十八條第一項	第百二十条において準用する第七十八條第一項及び第三項	

第五十八条		
第六十九条第二項(同条第三項において準用	第七十九条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八條、第百二十条、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む)。 第百四條第一項若しくは第百八條第一項	第八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。 ()、第百三條第一項若しくは第百七條第一項
第百二十九条において準用する第七十條第	第百二十条において準用する第七十九条第一項	

<p>第百二十九条第一項</p>	<p>第六十九条第二項第一号（第百十三号、第百十五号、第百十七号、第百十八号、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十五条及び第百二十七条）において準用する場合</p>	<p>第百二十条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄</p>		<p>第九十二条第二項、同条第三項において準用する場合を含む。） 第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第百三条第五項、第百四条第五項、第百七条第六項若しくは第百八条第五項の規定</p>	<p>第七十条第一項</p>
------------------	--	---	--	--	----------------

<p>第百二十九条第三項</p>		
<p>第六十七条第二項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む）</p>	<p>第七十条第一項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）又は第九十五条第一項</p>	<p>を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄</p>
<p>第百二十条において読み替えて準用する第六十七条第二項</p>	<p>第百二十条において準用する第七十条第一項</p>	

)	
<p>第百三十五条第五項</p>	<p>第六十八条第六項及び第六十九条第一項第五号（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）</p>	<p>第百二十条において準用する第六十八条第六項</p>
<p>第百三十八条第二号</p>	<p>第六十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項</p>	<p>第百二十条において準用する第七十条第一項</p>
	<p>第七十九条第五項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七條、第百十八條、</p>	<p>第七十九条第五項</p>

	<p>第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)</p>	
<p>第百四十四条第十四号</p>	<p>第六十九条第二項第二号(同条第三項において準用する場合を含む。)、第七十条第一項</p> <p>若しくは第七十九条第四項(これらの規定を第百十二条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)、第九十二条第二項第二号(同条第三項において準用する場合</p>	<p>第百二十条において準用する第七十条第一項</p> <p>又は第七十九条第四項</p>

	<p>合を含む。）、第九十三 条第一項、第九十四 条第一項、第九十五 条第一項（第四十八 条の規定により読み替えて 適用する場合を含む。 ））、第九十六 条第一項、第九十七 条第一項又は第九十八 条第四項</p>	<p>第四百四十五 条第一項</p>	<p>第六十七 条第一項（第九十五 条及び第九十六 条において準用する場 合を含む。））、第九 十六 条第一項、第九十七 条第一項又は第九十八 条第四項</p>	<p>第二百二十 条において読み替えて準用する 第六十七 条第一項</p>
	<p>第六十七 条第二項（第九十五 条及び第九十六 条において準用する場 合を含む。））、第九 十六 条第一項、第九十七 条第一項又は第九十八 条第四項</p>	<p>第四百四十五 条第一項</p>	<p>第六十七 条第二項（第九十五 条及び第九十六 条において準用する場 合を含む。））、第九 十六 条第一項、第九十七 条第一項又は第九十八 条第四項</p>	<p>第二百二十 条において読み替えて準用する 第六十七 条第二項</p>
<p>第四百四十五 条第一項</p>	<p>第六十七 条第二項（第九十五 条及び第九十六 条において準用する場 合を含む。））、第九 十六 条第一項、第九十七 条第一項又は第九十八 条第四項</p>	<p>第四百四十五 条第一項</p>	<p>第六十七 条第二項（第九十五 条及び第九十六 条において準用する場 合を含む。））、第九 十六 条第一項、第九十七 条第一項又は第九十八 条第四項</p>	<p>第二百二十 条において読み替えて準用する 第六十七 条第二項</p>

	<p>第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)</p>	
<p>第百四十五条第三号</p>	<p>第六十七条第二項(第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)</p>	<p>第百二十条において読み替えて準用する第六十七条第二項</p>

(特例特別法人債について準用する法の規定の読替え)

第十八条 法附則第三十一条第二項において特例特別法人債について法附則第十二条から第十八条までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
------------------	------------------	----------------

(新設)

附則第十二条第一項第一号	第六十八条第三項第二号	第一百二十条において読み替えて準用する第六十八条第三項第二号
附則第十四条第二項	第三条第一項	第十四条において準用する同法第三条第一項
附則第十四条第三項	第二条	第十四条において準用する同法第二条
附則第十四条第五項第二号	第六十八条第三項第三号	第一百二十条において準用する第六十八条第三項第三号
附則第十六条第一項	第七十一条第一項	第一百二十条において準用する第七十一条第一項
附則第十六条第四項	第六十七条第一項	第一百二十条において読み替えて準用する第六十七条第一項

(特例投資信託受益権について適用する法の規定の読替え)

第十九条 法附則第三十二条第一項において特例投資信託受益権(同項に規定する特例投資信託受益権をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替投資信託受益権(法附則第三十二条第一項に規定する振替投資信託受益権をいう。)(とみなして、法の規定(第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十条まで、第百二十一条において準用する第百六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第百十四条第二項並びに第百二十三条から第百二十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から第三十一条まで及び第三十四条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)(を適用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>第十一条第一項 第四号</p>	<p>取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七号、第百</p>	<p>第百二十一条において読み替えて準用する第七十八条第一項</p>

(新設)

<p>第十一条第二項</p>	<p>第十一条第一項 第五号ロ</p>	
<p>第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第百十</p>	<p>取扱い社債等に応じた第七十九条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第百四条第一項又は第百八条第一項</p>	<p>十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第百三条第一項又は第百七条第一項</p>
<p>第百二十一条において読み替えて準用する第八十条第二項又</p>	<p>第百二十一条において読み替えて準用する第七十九条第一項</p>	

	第十二条第二項
<p>三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。） 第百五條第二項、第百六條第二項、第百九條第三項又は第百十條第三項</p>	<p>第七十八條第一項及び第三項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。） 第百三條第一項及び第三項又は第百三條</p>
<p>は第八十一條第二項</p>	<p>第百二十一條において読み替えて準用する第七十八條第一項及び第三項</p>

	<p>百七条第一項及び第四項</p>	
<p>第十九条</p>	<p>第七十八条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む） 若しくは第百七条第一項</p>	<p>第百二十一条において読み替えて準用する第七十八条第一項</p>
<p>第七十九条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む</p>	<p>第百二十一條において読み替えて準用する第七十九条第一項</p>	

<p>第百二十九条第一項</p>	<p>第五十八條</p>	
<p>第六十九條第二項第一号（第百十三條、第百</p>	<p>第六十九條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）、第七十條第一項</p>	<p>。）、第百四條第一項若しくは第百八條第一項</p>
<p>第百二十一條において読み替えて準用す</p>	<p>第九十二條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）、第九十三條第一項、第九十四條第一項、第九十五條第一項、第九十六條第一項、第九十七條、第百三條第五項、第百四條第五項、第百七條第六項若しくは第百八條第五項の規定</p>	<p>第百二十一條において読み替えて準用する第七十條第一項の規定</p>

<p>第百二十九条第三項</p>		
<p>第六十七条第二項(第百十三条、第百十五条)</p>	<p>第十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。(又は第九十二條第二項第一号に規定する保有欄</p>	<p>第七十条第一項(第百十二条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。)</p>
<p>第百二十一条において読み替えて準用する</p>	<p>(又は第九十五条第一項</p>	<p>第六十八條第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄</p>

<p>第百三十八条第二号</p>	<p>第百三十五条第五項</p>	
<p>第六十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第六十八條第六項及び第六十九條第一項第五号（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）</p>	<p>第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）</p>
<p>第百二十一条において読み替えて準用する第七十条第一項</p>	<p>第百二十一条において準用する第六十八條第六項</p>	<p>第六十七條第二項</p>

	第七十条第一項	第七十九条第五項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）	
第百四十四条第十四号	第六十九条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項	第百二十一条において読み替えて準用する第七十条第一項	
若しくは第七十九条第四項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二	又は第七十九条第四項		

<p>第十三条、第二百二十五条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）、第九十二条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九十三條第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項（第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第九十六条第一項、第一百四十四条第四項又は第一百八条第四項</p>	<p>第百四十五条第二号</p>
<p>第十三条、第二百二十五条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）、第九十二条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九十三條第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項（第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第九十六条第一項、第一百四十四条第四項又は第一百八条第四項</p>	<p>第六十七条第一項（第一百十五条、第一百七十条、第一百八条、第一百十條、第一百二十一条、第二百二十三條、第二百十五條及び第二百二十七條において準用する場合</p>
<p>第二百一十一条において読み替えて準用する第六十七条第一項</p>	<p>第二百一十一条において読み替えて準用する第六十七条第一項</p>

合を含む。)	
第六十七条第二項(第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條)において準用する場合を含む。)	第百二十一條において読み替えて準用する第六十七條第二項
第百四十五條第三号	第六十七條第二項(第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條)において準用する場合を含む。)

(特例投資信託受益権)について準用する法の規定の読替え)

第二十條 法附則第三十二條第二項において特例投資信託受益権につ

(新設)

いて法附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第十二条第一項第一号	第六十八条第三項第二号	第百二十一条において読み替えて準用する第六十八条第三項第二号
附則第十四条第五項第一号	発行者（登録債に就ては、発行者及び登録機関）	発行者
附則第十四条第五項第二号	第六十八条第三項第三号	第百二十一条において読み替えて準用する第六十八条第三項第三号
附則第十六条第一項	第七十一条第一項	第百二十一条において

一 項		て読み替えて準用する第七十一条第一項
附則第十六条第四項	第六十七条第一項	第二百一十一条において読み替えて準用する第六十七条第一項

(特例貸付信託受益権について適用する法の規定の読替え)

第二十一条 法附則第三十四条第一項において特例貸付信託受益権(同項に規定する特例貸付信託受益権をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替貸付信託受益権(法附則第三十四条第一項に規定する振替貸付信託受益権をいう。)とみなして、法の規定(第二章第八節、第五章、第二百一十三条から第二百一十二条まで、第二百一十三条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第二百一十四条第二項並びに第二百一十四条から第二百一十七条まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から第三十三条まで、第三十五条及び第三十六条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする⁹

読み替える法の	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

(新設)

		規定
<p> <u>第十一</u>条第一項 <u>第四</u>号 </p>	<p> 取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項（<u>第百十三</u>条、<u>第百十五</u>条、<u>第百十七</u>条、<u>第百十八</u>条、<u>第百二十</u>条、<u>第百二十一</u>条、<u>第百二十三</u>条、<u>第百二十五</u>条及び<u>第百二十七</u>条において準用する場合を含む。） 項又は<u>第百七</u>条第一項 </p>	<p> <u>第百二十三</u>条において準用する第七十八条第一項 </p>
<p> <u>第十一</u>条第一項 <u>第五</u>号ロ </p>	<p> 取り扱う社債等に応じた第七十九条第一項（<u>第百十三</u>条、<u>第百十五</u>条、<u>第百十七</u>条、<u>第百十八</u>条、<u>第百二十</u>条、<u>第百二十一</u>条、<u>第百二十三</u>条、<u>第百二十五</u>条及び<u>第百二十七</u>条において準用する場合を含む。） 項又は<u>第百七</u>条第一項 </p>	<p> <u>第百二十三</u>条において準用する第七十九条第一項 </p>

	<p>む。）、第百四条第一項又は第百八条第一項</p>	
<p>第百一十條第二項</p>	<p>第八十條第二項若しくは第八十一條第二項（これらの規定を第百一十三條、第百一十五條、第百一十七條、第百一十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。） 、第百五條第二項、第百六條第二項、第百九條第三項又は第百十條第三項</p>	<p>第百二十三條において準用する第八十條第二項又は第八十一條第二項</p>
<p>第百一十條第二項</p>	<p>第七十八條第一項及び第三項（これらの規定を第百一十三條、第百一十五條、第百一十七條、第百一十八條、第百二十條</p>	<p>第百二十三條において読み替えて準用する第七十八條第一項及び第三項</p>

	<p>第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、第百二條第一項及び第三項又は第百七條第一項及び第四項</p>	
<p>第十九條</p>	<p>第七十八條第一項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、第百三條第一項若しくは第百七條第一項</p>	<p>第百二十三條において読み替えて準用する第七十八條第一項</p>
<p>第七十九條第一項（第百十三條、第百十五條</p>	<p>第百二十三條において準用する第七十九</p>	

	<p>第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、第百四條第一項若しくは第百八條第一項</p>	<p>第百二十三條において準用する第七十條第一項</p>
<p>第五十八條</p>	<p>第六十九條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）、第七十條第一項</p>	<p>第九十二條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）、第九十三條第一項、第九十四條第一項、第九十五條第一項、第九十六條第一項、第九十七條、第百三條第五項</p>

	<p>第百四十二条第五項、第百七十二条第六項若しくは第百八十二条第五項の規定</p>	
<p>第百二十九条第一項</p>	<p>第六十九条第二項第一号（第百一十三条、第百一十五条、第百一十七条、第百一十八条、第百二十一条、第百二十一一条、第百二十二条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄</p>	<p>第百二十三条において準用する第六十八条第三項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄</p>
<p>第七十条第一項（第百一十二条、第百一十五条、第百一十七条、第百一十八条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十五条及び第百二十七条において</p>	<p>第百一十三条において準用する第七十条第一項</p>	

	<p>準用する場合を含む。 (又は第九十五条第一項)</p>	
<p>第二百二十九条第三項</p>	<p>第六十七条第二項(第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百八条、第一百二十条、第一百二十一条、第二百一十三条、第二百二十五条及び第二百二十七条)において準用する場合を含む。</p>	<p>第二百一十三条において読み替えて準用する第六十七条第二項</p>
<p>第二百三十五条第五項</p>	<p>第六十八条第六項及び第六十九条第一項第五号(これらの規定を第一百十三条、第一百十五条、第一百十七条、第一百八条、第一百二十条、第二百一十一条、第二百一十三条、第二百二十五条及び第二百二十七条)において</p>	<p>第二百一十三条において準用する第六十八条第六項</p>

	て準用する場合を含む 。	
<p>第百三十八条第 二号</p>	<p>第六十九条第二項（同 条第三項において準用 する場合を含む。）、 第七十条第一項</p>	<p>第百二十三条におい て準用する第七十条 第一項</p>
<p>第百四十四条第 十四号</p>	<p>第七十九条第五項（こ れらの規定を第百十三 条、第百十五条、第百 十七条、第百十八条、 第百二十条、第百二十 一条、第百二十三条、 第百二十五条及び第百 二十七条において準用 する場合を含む。）</p>	<p>第百二十三条におい て準用する第七十条 第一項</p>
	<p>第六十九条第二項第二 号（同条第三項におい て準用する場合を含む 。）、第七十条第一項</p>	

第百四十五条第	
第百四十七條第一項(第	<p>若しくは第七十九條第四項(これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。)、第九十二條第二項第二号(同條第三項において準用する場合を含む。)、第九十三條第一項、第九十四條第一項、第九十五條第一項(第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第九十六條第一項、第百四條第四項又は第百八條第四項</p>
第百二十三條におい	又は第七十九條第四項

<p style="text-align: right;">二四</p>	<p>百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）</p>	<p>て読み替えて準用する第六十七條第一項</p>
<p style="text-align: right;">三五</p>	<p>第六十七條第二項（第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七</p>	<p>第百二十三條において読み替えて準用する第六十七條第二項</p>

条において準用する場合を含む。）

（特例貸付信託受益権について準用する法の規定の読替え）

第二十二條 法附則第三十四條第二項において特例貸付信託受益権について法附則第十二條、第十三條、第十四條第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五條から第十八條までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第十二條第一項第一号	第六十八條第三項第二号	附則第三十四條第一項において適用する第百二十三條において読み替えて準用する第六十八條第三項第二号
附則第十四條第二項	第十三條第一項	附則第三十四條第一項において適用する

（新設）

<p>附則第十四条第五項第二号</p>	<p>附則第十四条第五項第二号</p>	<p>附則第十六条第一項</p>	<p>附則第十六条第一項</p>	<p>第十三条第一項</p>
<p>附則第十七条第一項及び第十八条</p>	<p>第十三条第一項</p>	<p>第六十七条第一項</p>	<p>第六十七条第一項</p>	<p>第十三条第一項</p>
<p>附則第三十四條第一項において適用する第百二十三條において準用する第六十八條第三項第三号</p>	<p>附則第三十四條第一項において適用する第百二十三條において準用する第六十八條第三項第三号</p>	<p>附則第三十四條第一項において適用する第百二十三條において準用する第七十一条第一項</p>	<p>附則第三十四條第一項において適用する第百二十三條において準用する第七十一条第一項</p>	<p>第十三条第一項</p>
<p>附則第三十四條第一項において適用する第十三条第一項</p>	<p>附則第三十四條第一項において適用する第十三条第一項</p>	<p>附則第三十四條第一項において適用する第十三条第一項</p>	<p>附則第三十四條第一項において適用する第十三条第一項</p>	<p>第十三条第一項</p>

(特例特定目的信託受益権について適用する法の規定の読替え)

第二十三条 法附則第三十五条第一項において特例特定目的信託受益権(同項に規定する特例特定目的信託受益権をいう。次条において同じ。)(のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたもの)について、振替特定目的信託受益権(法附則第三十五条第一項に規定する振替特定目的信託受益権をいう。)(とみなして、法の規定(第二章第八節、第五章、第百十二条から第百二十四条まで、第百二十五条において準用する第百六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第百十四条第二項、第百二十七条並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から第三十四条まで及び第三十六条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)(を適用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>第十一条第一項 第四号</p>	<p>取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、</p>	<p>第百二十五条において読み替えて準用する第七十八条第一項</p>

(新設)

	<p>第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、第百三條第一項又は第百七條第一項</p>	
<p>第十一條第一項第五号ロ</p>	<p>取り扱う社債等に応じた第七十九條第一項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、第百四條第一項又は第百八條第一項</p>	<p>第百二十五條において読み替えて準用する第七十九條第一項</p>
<p>第十一條第二項</p>	<p>第八十條第二項若しくは第八十一條第二項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第</p>	<p>第百二十五條において読み替えて準用する第八十條第二項又は第八十一條第二項</p>

	第十二条第二項
<p>百十七條、百十八條、 百二十條、百二十一條、 百二十三條、百二十五條及 百二十七條において準用する 場合を含む。） 百五十五條第二項、 百六十六條第二項、 百九十九條第三項又は 百十條第三項</p>	<p>第七十八條第一項及び 第三項（これらの規定を 百十三條、百十五條、 百十七條、百十八條、 百二十條、百二十一條、 百二十三條、百二十五條 及び百二十七條において 準用する場合を含む。） 百三十一條及び百四 百七十一條第一項及び 第四項</p>
	<p>百二十五條において読み替 えて準用する第七十八條 第一項及び第三項</p>

	第十九条	項
<p>第七十八条第一項（第 百十三條、第百十五條 、第百十七條、第百十 八條、第百二十條、第 百二十一條、第百二十 三條、第百二十五條及 び第百二十七條におい て準用する場合を含む 。）、第百三條第一項 若しくは第百七條第一 項</p>	<p>第七十九條第一項（第 百十三條、第百十五條 、第百十七條、第百十 八條、第百二十條、第 百二十一條、第百二十 三條、第百二十五條及 び第百二十七條におい て準用する場合を含む 。）、第百三條第一項 若しくは第百七條第一 項</p>	<p>第七十九條第一項（第 百十三條、第百十五條 、第百十七條、第百十 八條、第百二十條、第 百二十一條、第百二十 三條、第百二十五條及 び第百二十七條におい て準用する場合を含む 。）、第百四條第一項</p>

	第五十八条	第二百二十九条第一項
若しくは第百八条第一項	第六十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。） 第七十条第一項	第九十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。） 第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第一百零三条第五項、第一百零四条第五項、第一百零七条第六項若しくは第百零八条第五項の規定
	第二百二十五条において読み替えて準用する第七十条第一項	第二百二十五条において読み替えて準用する第六十八条第三項

<p>第百二十九条第三項</p>	
<p>第六十七条第二項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十</p>	<p>第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）又は第九十二條第二項第一号に規定する保有欄</p>
<p>第百二十五條において読み替えて準用する第六十七條第二項</p>	<p>第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄</p> <p>第百二十五條において読み替えて準用する第七十條第一項</p>

	<p>八条、第二百十条、第二百一一条、第二百一三条、第二百一五条及び第二百一七条において準用する場合を含む。</p>	
<p>第三百三十五条第五項</p>	<p>第六八条第六項及び第六九条第一項第五号（これらの規定を第百一三条、第百一五条、第百一七条、第百一八条、第百一十條、第百一十一條、第百一三條、第百一五條及び第百一七條において準用する場合を含む。）</p>	<p>第二百一五条において準用する第六八条第六項</p>
<p>第三百三十八条第二号</p>	<p>第六九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。） 第七十条第一項</p>	<p>第二百一五条において読み替えて準用する第七十条第一項</p>

	<p>第七十九条第五項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）</p>	<p>第七十九条第五項</p>
<p>第百四十四條第十四号</p>	<p>第六十九条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項。</p> <p>若しくは第七十九条第四項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條</p>	<p>第百二十五條において読み替えて準用する第七十条第一項</p> <p>又は第七十九条第四項</p>

<p>第百四十五条第二号</p>	<p>第六十七条第一項（第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）</p>	<p>第百二十五条において読み替えて準用する第六十七条第一項</p>	<p>及び第百二十七条において準用する場合を含む。） 第九十二条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。） 第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項（第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。） 第九十六条第一項 第百四条第四項又は第百八条第四項</p>
------------------	---	------------------------------------	--

<p>第百四十五条第三号</p>	<p>第六十七条第二项（第百十五条、第百七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）</p>	<p>第百二十五条において読み替えて準用する第六十七条第二项</p>
<p>第百四十五条第三号</p>	<p>第六十七条第二项（第百十五条、第百七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）</p>	<p>第百二十五条において読み替えて準用する第六十七条第二项</p>

（特例特定目的信託受益権について準用する法の規定の読替え）

第二十四条 法附則第三十五条第二項において特例特定目的信託受益権について法附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本

（新設）

文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第十二条第一項第一号	第六十八条第三項第二号	附則第三十五条第一項において適用する第百二十五条において読み替えて準用する第六十八条第三項第二号
附則第十四条第二項	第十三条第一項	附則第三十五条第一項において適用する第十三条第一項
附則第十四条第三項第二号	第六十八条第三項第三号	附則第三十五条第一項において適用する第百二十五条において読み替えて準用する第六十八条第三項

附則第十六条第一項	第七十一条第一項	第三号 附則第三十五条第一項において適用する 第百二十五条において読み替えて準用する第七十一条第一項
附則第十六条第四項	第六十七条第一項	附則第三十五条第一項において適用する第百二十五条において読み替えて準用する第六十七条第一項
附則第十七条第一項及び第十八条	第十三条第一項	附則第三十五条第一項において適用する第十三条第一項

(特例外債について適用する法の規定の読替え)

第二十五条 法附則第三十六条第一項において特例外債(同項に規定する特例外債をいう。次条において同じ。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて、振替外債(法附則第三十

(新設)

六条第一項に規定する振替外債をいう。(とみなして、法の規定)第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十六条まで並びに第百二十七条において準用する第百六十六条第二号、第百六十九条、第百七十七条及び第百七十四条並びに附則第一条から第十条まで及び第十九条から第三十五条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く(を適用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>第十一条第一項 第四号</p>	<p>取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。(、第百三條第一項又は第百七條第一項</p>	<p>第百二十七条において準用する第七十八條第一項</p>

<p>第<u>十一</u>条第<u>一</u>項 第<u>五</u>号ロ</p>	<p>取り扱つ社債等に応じ た第<u>七十九</u>条第<u>一</u>項（ 第<u>百十三</u>条、第<u>百十五</u> 条、第<u>百十七</u>条、第<u>百</u> <u>十八</u>条、第<u>百二十</u>条、 第<u>百二十一</u>条、第<u>百二</u> <u>十三</u>条、第<u>百二十五</u>条 及び第<u>百二十七</u>条にお いて準用する場合を含 む。）、第<u>百四</u>条第<u>一</u> 項又は第<u>百八</u>条第<u>一</u>項</p>	<p>第<u>百二十七</u>条におい て準用する第<u>七十九</u> 条第<u>一</u>項</p>
<p>第<u>十一</u>条第<u>二</u>項</p>	<p>第<u>八十</u>条第<u>二</u>項若しく は第<u>八十一</u>条第<u>二</u>項（ これらの規定を第<u>百十</u> <u>三</u>条、第<u>百十五</u>条、第 <u>百十七</u>条、第<u>百十八</u>条 第<u>百二十</u>条、第<u>百二</u> <u>十一</u>条、第<u>百二十三</u>条 第<u>百二十五</u>条及び第 <u>百二十七</u>条において準 用する場合を含む。） 第<u>百五</u>条第<u>二</u>項、第</p>	<p>第<u>百二十七</u>条におい て準用する第<u>八十</u>条 第<u>二</u>項又は第<u>八十一</u> 条第<u>二</u>項</p>

	<p>百六条第二項、第九 条第三項又は第百十 条第三項</p>	
<p>第十二条第二項</p>	<p>第七十八條第一項及び 第三項（これらの規定 を第百十三條、第百十 五條、第百十七條、第 百十八條、第百二十 條、第百二十一條、第 百二十三條、第百二十五 條及び第百二十七條に おいて準用する場合を 含む。） 、第百二条第 一項及び第三項又は第 百七条第一項及び第四 項</p>	<p>第百二十七條におい て準用する第七十八 條第一項及び第三項</p>
<p>第十九条</p>	<p>第七十八條第一項（第 百十三條、第百十五條 、第百十七條、第百十 八條、第百二十條、第 百二十一條、第百二十</p>	<p>第百二十七條におい て準用する第七十八 條第一項</p>

<p>第五十八条</p>		
<p>第六十九条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第七十条第一項</p>	<p>第三條、第二百二十五條及び第二百二十七條において準用する場合を含む。)、第二百三條第一項若しくは第二百七條第一項</p>	<p>第七十九條第一項(第一百三條、第一百五條、第一百七條、第一百八條、第二百十條、第二百十一條、第二百十三條、第二百五條及び第二百二十七條において準用する場合を含む。)、第二百四條第一項若しくは第二百八條第一項</p>
<p>第七十条第一項</p>	<p>第二百二十七條において準用する第七十条第一項</p>	<p>第二百二十七條において準用する第七十九条第一項</p>

	<p>第百二十九条第一項</p>
<p>第九十二条第二項、同条第三項において準用する場合を含む。）第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第九十八条第五項、第九十九条第五項、第一百条第六項若しくは第一百零八条第五項の規定</p>	<p>第六十九条第二項第一号（第一百十三条、第一百五十五条、第一百七十五条、第一百八十五条、第一百九十五条、第二百一十条、第二百一十一条、第二百一十二条、第二百一十三条、第二百一十五条及び第二百一十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規</p>
<p>の規定</p>	<p>第二百一十七条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄</p>

	<p>第百二十九条第三項</p>		
	<p>第六十七条第二項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）</p>	<p>第七十条第一項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）又は第九十五条第一項</p>	<p>定する保有欄</p>
	<p>第百二十七条において読み替えて準用する第六十七条第二項</p>	<p>第百二十七条において準用する第七十条第一項</p>	

<p>第百三十五条第五項</p>	<p>第六十八条第六項及び第六十九条第一項第五号（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三号、第百二十五号及び第百二十七号において準用する場合を含む。）</p>	<p>第百二十七条において準用する第六十八条第六項</p>
<p>第百三十八条第二号</p>	<p>第六十九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項</p>	<p>第百二十七条において準用する第七十条第一項</p>
<p>第七十九条第五項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、</p>	<p>第七十九条第五項</p>	

	<p>第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）</p>	
<p>第百四十四条第十四号</p>	<p>第六十九条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項。</p> <p>若しくは第七十九条第四項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一條、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第九十二条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九十三條第一項、第九十四</p>	<p>第百二十七条において準用する第七十条第一項</p> <p>又は第七十九条第四項</p>

	<p>条第一項、第九十五条第一項（第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第九十六条第一項、第一百四十四条第四項又は第百八条第四項</p>	
<p>第百四十五条第二号</p>	<p>第六十七条第一項（第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）</p>	<p>第百二十七条において読み替えて準用する第六十七条第一項</p>
<p>第六十七条第二項（第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七</p>	<p>第六十七条第二項（第百二十七条において読み替えて準用する第六十七条第二項</p>	

第百四十五条第三号	第六十七条第二项（第百十五条、第百七条、第百八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）	第百二十七条において読み替えて準用する第六十七条第二项
-----------	--	-----------------------------

（特例外債について準用する法の規定の読替え）

第二十六条 法附則第三十六条第二项において特例外債について法附則第十二条から第十八条までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第十二条第一項第一号	第六十八条第三项第二号	附則第三十六条第一项において適用する

（新設）

附則第十四条第二項	第十三条第一項	第百二十七条において読み替えて準用する第六十八条第三項第二号
附則第十四条第二項	第三条第一項	第十四条において準用する同法第三条第一項
附則第十四条第三項	第二条	第十四条において準用する同法第一条
附則第十四条第五項第二号	第六十八条第三項第三号	附則第三十六条第一項において適用する第百二十七条において準用する第六十八条第三項第二号
附則第十六条	第七十一条第一項	附則第三十六条第一項

<p>附則第十七条第一項及び第十八条</p>	<p>附則第十六条第四項</p>	<p>一項</p>
<p>第十三条第一項</p>	<p>第六十七条第一項</p>	
<p>附則第三十六条第一項において適用する第十三条第一項</p>	<p>附則第三十六条第一項において適用する第百二十七条において読み替えて適用する第六十七条第一項</p>	<p>項において適用する第百二十七条において適用する第七十一条第一項</p>